

独立行政法人農業者年金基金中期目標

平成 30 年 3 月 1 日

変更：令和 4 年 7 月 25 日

厚生労働省

農林水産省

第 1 政策体系における法人の位置づけ及び役割

1 国の政策等の背景となる国民生活

我が国の農業・農村は、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進み、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化が進行するなど、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、このままでは、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。

また、我が国の農業構造は、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60 歳以上が約 7 割、50 歳未満が約 1 割という著しくアンバランスな年齢構成となっており、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。

このため、今後、農地等の農業資源や農業経営が次世代に継承できなくなることが懸念されており、農業の内外からやる気のある若者を呼び込み、将来の農業を支える担い手として育成・確保することが喫緊の課題となっている。

2 国の政策体系における法人の位置づけ

上記の課題に対応するため、国は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定。以下「基本計画」という。）を定め、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進し、強い農業と美しく活力のある農村の実現を目指して施策を展開することとしており、担い手の育成・確保については、「農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備する」（基本計画第 1 の 2 の（4））ことを基本的な視点として、施策を推進するとされている。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の目的は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することとされている（独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 3 条）。

このように基金の目的は、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有するものとされており、基本計画に基づく農林水産省の政策体系上は、農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・

確保」に関する分野に位置付けられるものである。

3 基金の活動状況

農業者年金制度は、当初、農地保有の合理化等を図る目的で、世代間扶養の考えに基づく年金として昭和46年に発足したが、平成13年の制度改正により、農業者の確保を目的とするとともに、被保険者が自ら納付した保険料とその運用益を原資として、将来、年金として受け取る仕組みに変更するなど、抜本的な見直しが行われ、平成14年1月から全く新たな制度として発足したところである。

新制度発足以降、本制度に加入した者は、累計で117,515人（平成28年度末現在）に達し、そのうち、既に受給権を有している者が37,383人、現に被保険者資格を有している者が47,615人、60歳到達により被保険者資格を喪失したが受給権を取得するには至っていない者（受給待期者）などが32,315人となっている。

新制度への加入については、20歳から39歳までの基幹的農業従事者のうち被保険者の割合を20%まで拡大することとする第三期中期目標の達成に向けて、基金としての目標を設定し、関係機関等との連携・協力の下、加入推進活動に取り組んできたところであり、高齢化が進む状況にもかかわらず、毎年、相当数の新規加入者が確保されている。その結果、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める被保険者の割合は、14%（平成24年度末現在）から19%（平成28年度末）に上昇している。引き続き、新制度の一層の浸透を目指して、更なる制度の普及推進に取り組むことが求められる。

年金資産の運用業務については、平成29年9月末現在で総額約3,000億円の資産の管理・運用を行っている。その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成14年度から平成28年度までの平均で2.77%となっている。

年金等の給付については、平成13年度改正前の旧制度下の受給権者（平成28年度末現在で約37万人）に対するものも含め、毎年度、1,000億円を超える額が支給されている。このうち、後継者等に経営を移譲して農業を廃止等した者に支給される経営移譲年金については、前中期目標期間に実施された会計実地検査により、農業を再開した者などへの不適正支給が判明し、既に基金が再発防止策等を講じたところであるが、今後とも、同様の事態が生じることのないよう、引き続き業務の適正な実施が求められる。

4 法人の役割（ミッション）

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するため、公的な老後保障を整備することも重要である。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められる。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待して策定したものである。

第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

農業者年金制度が、基本計画に基づき、農業の将来を支える若い担い手の確保等に貢献するためには、本制度が、農業・農村の現場に広く認識され、かつ、老後の安心を支える年金制度として高い信頼性を確保することが極めて重要であることを踏まえ、以下の目標の達成に向けて、業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）における「一定の事業等のまとめり」は、農業者年金事業、年金資産の運用及び制度の普及推進等の3つとする。

1 農業者年金事業

(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務

ア 手続の迅速化

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

【指標】

- 加入申出及び保険料の額の変更申出に係る事務処理の標準処理期間内の処理割合を97%以上とする。

(前中期目標期間実績：97.2%)

イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

【指標】

- 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。

(前中期目標期間実績：年2回)

- 不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

(前中期目標期間の平均値：0.7%)

【重要度：高】国民年金の上乗せ年金である農業者年金においては、その被保険者資格の管理を行う上で、そのベースとなる国民年金の被保険者資格記録との整合性を確保することが重要であり、仮に長期間経過後に、遡って資格喪失等が発覚した場合には、被保険者資格の取消し等による不利益が農業者等に生じることとなるため。

ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。

また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。

エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。

【指標】

- 還付金の請求から還付処理までの平均処理日数（1週間以内）

(2) 年金等の給付業務

ア 手続の迅速化

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

【指標】

- 標準処理期間内の処理割合を98%以上とする。

(前中期目標期間実績：98%)

イ 年金の受給漏れの防止

受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないように、65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行

う。

【重要度：高】受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、支給の漏れ等の発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。

【重要度：高】受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、年金給付に係る過誤払いの発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

(3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。

情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。）に則り適切に対応する。

2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。

(1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

【指標】

○ 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保

【重要度：高】年金資産の安全かつ効率的な運用は個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであるため。

(2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミックスの検証・見直し

政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。

また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

(5) スチュワードシップ活動の実施

被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組むこととする。

(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていかうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

○ ①又は②を達成すること。

① 中期目標期間終了時まで、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対す

る被保険者数の割合を 25%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成 24 年度末 14.0%、平成 28 年度末 19.0%)

(前中期目標値：20% (平成 29 年度末))

- ② 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1 ポイント以上増加させる。

【重要度：高】次世代の農業を担っていこうとする若い者をどれだけ加入者として制度に取り込んでいくことができるかは、農業の担い手の確保に資することを目的とする農業者年金制度が、政策年金として若い農業の担い手の確保という国の施策に貢献する上で必要不可欠な要素であるとともに、加入者の拡大は、制度の普及度を端的に示す指標であると考えられるため。

<目標水準の考え方>

前中期目標の 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合 20%の達成を前提として、その更なる拡大を目指すため、年平均で 1 ポイントずつ増加させ、最終年度である平成 34 年度末において、25%に達することを目標とした。

なお、被保険者の割合の母数となる基幹的農業従事者については、農業を主たる職業としていると考えられる基幹的農業従事者を用いた。

【難易度：高】農業従事者の高齢化と減少が進行する中、39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年拡大していくためには、毎年確保すべき新規加入者数を、前中期目標期間中の 1.25 倍程度増加させる必要があるため。

(2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者は農業就業者の 4 割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。

他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。

【指標】

○ ①又は②を達成すること。

- ① 中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を 17%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成 24 年度末 4.9%、平成 28 年度末 8.0%、

平成 29 年度 8.8% (推計値)、5 年間で 3.9 ポイント増)

- ② 女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1.6 ポイント

以上増加させる。

<目標水準の考え方>

前中期目標期間中の2倍のペースで、女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合が増加することを目標とした。(8.8%+3.9ポイント×2≒17%、毎年度1.6ポイントの増加)

(3) 加入推進活動の実施

(1) 及び(2)に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。

このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。

【指標】

- 都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況
- 加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小(新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか)

(4) ホームページ等による情報の提供

ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 業務改善の推進

事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。

2 電子化の推進

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)等を踏まえ、ICTの活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。

特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。

この場合において、情報システム整備方針に則り適切に対応する。

3 運営経費の抑制

(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。

総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。

【指標】

○ 一般管理費（注）について対前年度比で平均3%の削減をする。

○ 事業費について対前年度比で平均1%の削減をする。

(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。

(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規定等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイル指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

4 調達合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。

【指標】

○ 一者応札・応募件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。

○ 随意契約件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。

5 組織体制の整備等

(1) 組織体制の整備

各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。

(2) 働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏ま

え、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。

(3) 情報システムの整備及び管理

情報システム整備方針に則り PMO の設置等の体制整備を検討する。

第5 財務内容の改善に関する事項

1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

2 決算情報・セグメント情報の開示

財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。

4 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。

5 長期借入金の適切な実施

独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制の充実・強化

内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。

このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。

【重要度：高】基金は、マイナンバーを含む加入者・受給者等多くの個人情報を保有している法人であり、これらの情報の漏えいによる影響は極めて大きく、情報セキュリティ対策や個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントを適確に行うことが求められ、そのためには、内部統制の充実・強化を図ることが重要であるため。

2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。

【指標】

- 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況
- 情報セキュリティ・ポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況
- 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びPDCAサイクルによる改善の取組状況
- 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する研修・訓練等の実施状況及び情報セキュリティ対策等に関する法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況

【重要度：高】情報システムの停止による損失や、個人情報の漏えいによる信用失墜などのリスクは非常に高く、その被害や影響は加入者・受給者にも波及することとなるため、情報セキュリティ対策、個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントは重要な課題である。

3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に情報公開を行う。

4 業務運営能力の向上等

（1）研修の充実

農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。

このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員に

については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。

(2) 委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。

考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。

(独) 農業者年金基金の政策体系図

食料・農業・農村基本法

(農業の持続的な発展)

第4条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び**農業の担い手**が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わされた**望ましい農業構造が確立**されるとともに、農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

食料・農業・農村をめぐる情勢

<高齢化や人口減少の進行>

農業就業者が高齢化・減少し、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や担い手の不足等により生産基盤の脆弱化が進行。

<担い手など農業・農村の構造の変化>

農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、60歳以上が約7割、50歳未満が約1割というアンバランスな年齢構成。

施策推進の基本的な視点

- 基本法の理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- **農業の担い手が活躍できる環境の整備**

農業の内外からやる気のある若者呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備

- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開等

講ずべき施策【農業の持続的な発展】

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

- 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、認定農業者・認定就農者等に対し、重点的に支援を実施
- 世代間のバランスのとれた就業構造を実現するため、青年層の新規就農を促進等

農林水産省の政策評価体系

大目標(使命)

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

中目標

2. 農業の持続的な発展

政策分野

⑥ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保

(独) 農業者年金基金

目的

農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって**農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること**を目的とする。

業務(農業者年金事業の実施)

農業者年金基金は、加入した農業者が積み立てた保険料を安全かつ効率的に運用し、これを原資として、その老齢時に年金等として給付する事業を実施。

給付の種類：①農業者老齢年金 ②特例付加年金 ③死亡一時金